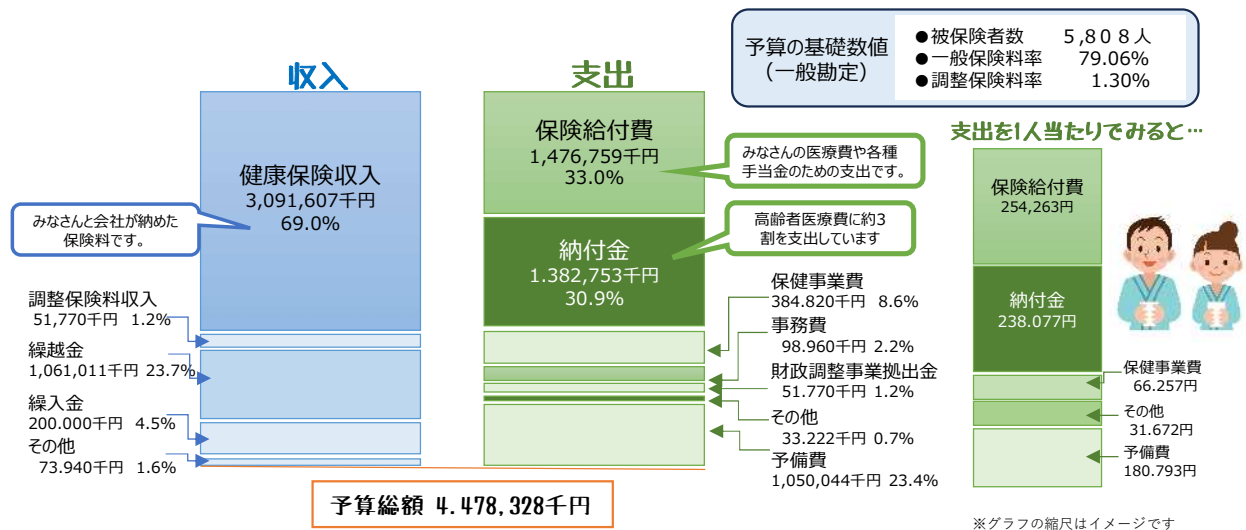


令和7年度 予算のお知らせ

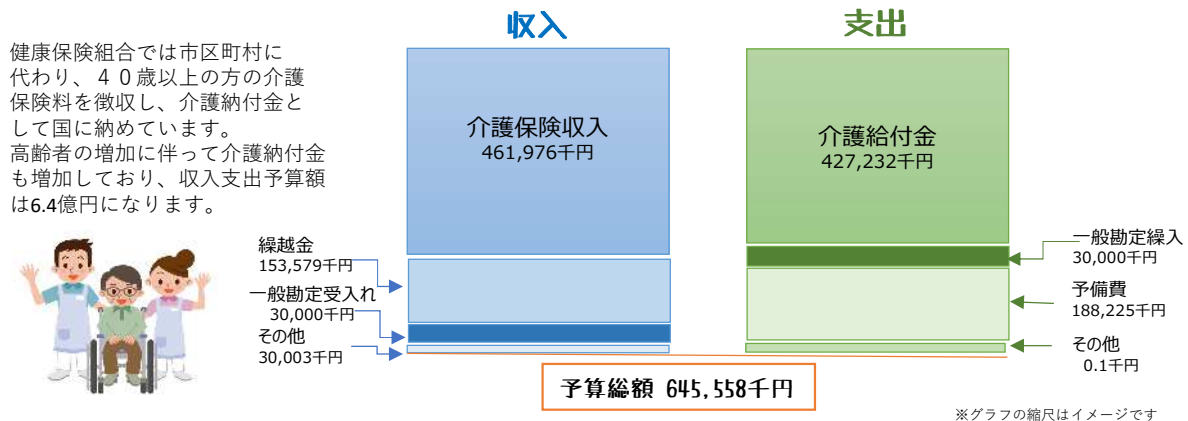
オカムラグループ健康保険組合

2月17日に行われました健保組合会にて、令和7年度の予算が承認されましたので、報告いたします。

一般勘定



介護勘定



「医療費」について

健康保険組合における「保険給付費」の一部である「医療費」についてご案内します。

- 健康保険組合の加入されている方が医療機関で診療を受ける際、保険証（マイナ保険証や資格確認書）を提示し、医療費のうち自己負担分を支払います。医療費には、診療費や薬剤費が含まれます。
- 残りの医療費は、医療機関が健保組合に請求します。多くの方は個人負担3割、健康保険組合負担7割です。（年齢などにより負担割合が異なる場合があります）
- 例えば、医療機関の窓口で、自己負担分3,000円を支払った場合、健康保険組合負担は7,000円となります。医療機関からの領収書や明細書を確認してみてください。
- この健康保険組合負担分は、皆さんや会社から徴収させていただいた健康保険収入から支払います。ですから、健康保険組合負担と言っても実際にはグループ全体の皆さんが負担していることになります。
- 令和7年度の保険料率は、80.36/1,000ですが、そのうち会社が45.52/1,000、個人が36.84/1,000となっています。
- 医療費の自己負担額には収入等により個人別に限度額が決まっています。マイナ保険証で受診の場合は、受付時に「高額療養費」を利用するという登録をすれば、この自己負担額が限度額を超えた場合、窓口での支払が限度額以上の負担がありません。この限度額を超えた分も、健康保険組合が負担します。
- また窓口での手続きをしない場合でも「高額療養費」として後から健保組合から払い戻しを受けることができます。高額療養費の払い戻し手続きは基本的に不要で、健康保険組合より後日精算されます。
- もし医療機関で、なんらかの理由により全額自己負担した場合、特定の条件下で申請手続きにより自己負担分以上を健康保険組合に請求できます。
- 医療費の実績は、マイナポータルや健康保険組合のホームページから、支払額を確認することも可能です。（健康保険組合ホームページ「健康マイポータル」では被保険者の方のみ閲覧可能）

ということで、医療費の低減は健康保険組合だけでなく、皆さんへの負担を軽減することができます。ただし、医療の受診を制限するものではありません。初期の診療を受けずに重症化した場合には、医療費だけでなく皆さんへ様々な負担が増えてしまいます。医療費を正しく、そして安心して利用されますようお願いいたします。



マイナンバーカード保険証利用のお願い

2025年12月2日以降、現在の「保険証」が利用できません。早めにマイナ保険証への移行・利用をお願いいたします。